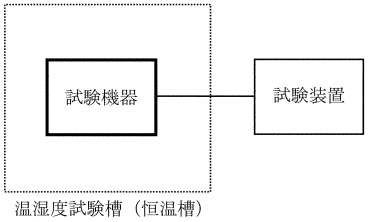
三　温湿度試験

1　測定系統図



2　試験機器の状態

⑴　3⑴ア、⑵ア又は⑶アの温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、試験機器を非動作状態とする。

⑵　3⑴イ、⑵イ又は⑶イの放置時間経過後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3　測定操作手順

⑴　低温試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（０℃、－10℃又は－20℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最低のもの）に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽内で一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　四の項の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

⑵　高温試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃又は60℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）に、かつ、湿度を常湿に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽内で一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　四の項の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

⑶　湿度試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、かつ、湿度を相対湿度95％又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。

イ　この状態で４時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温及び常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　四の項の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

4　その他

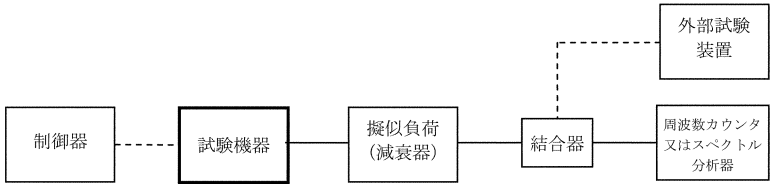
⑴　本試験項目は、常温及び常湿の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には行わない。

⑵　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、狭い方の条件を保った状態で広い方の条件の試験を行う。

⑶　常温又は常湿の範囲を超える場合であっても、３⑴から⑶までに示す温度又は湿度に該当しないときは、温湿度試験を省略することができる。

四　周波数の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件

周波数分解能は、設備規則別表第一号に規定する許容偏差の１／10以下とする。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、連続送信状態とする。

⑵　無変調の状態で連続送信する。

⑶　⑴及び⑵にできない場合は、無変調波の継続的バースト送出状態とする。

4　測定操作手順

⑴　無変調波（連続又は継続的バースト）として、周波数カウンタ又はスペクトル分析器で測定する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子での測定値のうち、最も偏差の大きなものを記載するほか、参考としてそれぞれの空中線端子の測定値も記載する。

6　その他

⑴　試験機器単体で試験周波数を送信できない陸上移動局にあっては、外部試験装置を用いることができる。

⑵　周波数の偏差に影響がない場合は、試験機器の空中線電力を低下させて測定することができる。

⑶　複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシチ等の切り替え回路のみで、周波数が変動する要因がない空中線の組合せであって同一の送信出力回路に接続される場合は、選択接続される空中線端子の測定とすることができる。

⑷　複数の空中線端子を有する場合であっても、共通の基準発振器に位相同期しているか又は共通のクロック信号等を用いており、複数の空中線端子の周波数の偏差が同じとなることが証明される場合は、一の代表的な空中線端子の測定結果を測定値とすることができる。

⑸　変調を停止することが困難な場合は、波形解析器を用いることができる。ただし、波形解析器を周波数カウンタ又はスペクトル分析器として使用する場合は、測定確度が十分あることに注意する。

五　占有周波数帯幅

1　測定系統図

